

京都市深草・中部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都老人福祉協会が開設する京都市深草・中部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、要支援者が指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス、障害者支援サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の適切な利用ができるよう、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画の作成、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行う。
- 2 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
 - 3 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
 - 5 事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者を総合的に支援する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。
 - 6 事業において人権の養護、虐待の防止等ため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を定期的に実施し、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に努める。
 - 7 事業の実施に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 - 8 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 京都市深草・中部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 京都市伏見区深草西浦町5丁目15番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員業務と兼務）

管理者は、センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (3) 主任介護支援専門員 1名以上（常勤兼務職員 1名、当地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務と兼務）

- (4) 保健師等 1名以上（常勤兼務職員 1名、当地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務と兼務）

- (5) 社会福祉士等 2名以上（常勤兼務職員 2名、当地域包括支援センターの総合相談・支援業務及び権利擁護相談業務と兼務）

- (5) 介護支援専門員 4名（常勤兼務職員 2名（管理者との兼務 1名、居宅支援事業所との兼務 1名）専任 2名

2 前項第2号から第5号までに定める職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(勤務体制の確保)

第5条 適切な介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じる。（相談に対応する担当者および窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。）

なおセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等については、職場の上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意する。

(業務継続計画の策定等)

第6条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第7条 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく。
 - (3) センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

職員教育を組織的に浸透させるため、職員教育（年1回以上）を開催し、シミュレーションを定期的（年1回以上）行い、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上ででのケアの演習等を実施する。

(営業日及び営業時間)

第8条 センターの営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (6) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(介護予防支援の提供方法)

第9条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
センターの相談室及び利用者の居宅等

- (2) サービス担当者会議の開催場所
センターの会議室等
(テレビ電話装置等の活用可能)

- (3) 利用者の居宅への訪問

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。

- ア アセスメント実施時
- イ サービス提供月から起算して3箇月に1回以上
- ウ サービス評価期間終了月
- エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

- (4) モニタリングの結果記録

1箇月に1回以上

(介護予防支援業務の一部の委託)

第10条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、基準及び京都市の示す指針に定められた要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

- (1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施
- (2) 介護予防サービス計画（以下「計画」という。）原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催（テレビ電話装置等の活用可能）
- (4) 利用者に対する計画原案の説明
- (5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
- (6) モニタリングの実施
- (7) 介護予防に係る効果の評価
- (8) 保険給付に係る給付管理業務
- (9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
- (10) その他

- 2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとする。(当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。)

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、京都市伏見区のうち、竹田学区及び住吉学区とする。

(事故発生時の対応)

第13条 センターの職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに京都市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、「社会福祉法人京都老人福祉協会事故対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 事故により、利用者又は第三者に賠償すべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(相談・苦情への対応)

第14条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、「社会福祉法人京都老人福祉協会相談苦情対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。

3 センターは、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 センターは、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第15条 職員は、厚生労働省が作成した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例並びに社会福祉法人京都老人福祉協会個人情報管理規程を遵守し、業務上知り得た秘密を保持するものとする。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(個人情報の保護)

第16条 センターは、利用者及びその家族の個人情報について、厚生労働省が作成した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例並びに社会福祉法人京都老人福祉協会個人情報管理規程を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 センターが得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、以下のア～エにおいてにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

ア サービス担当者会議

(テレビ電話装置等を活用する場合、その活用についても含む)

イ 介護予防サービス事業者等との連絡調整

ウ 指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援等の一部の委託

エ 利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

- 3 利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物（電磁的記録を含む）については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を行う。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

センターの指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施し、記録をする。

- (4) 前3号に掲げる虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報を行います。

(身体拘束)

第 18 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 センターは、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3箇月以内

(2) 現任研修 年4回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都老人福祉協会とセンター管理者との協議により定めるものとする。

3 事業所は、指定介護予防支援等に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 11 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 9 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 5 月 1 日改正

令和 6 年 5 月 1 日改正

令和 6 年 5 月 8 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正